

2024 年 8 月 26 日

金融審議会
会長 神田秀樹 殿

金融担当大臣 鈴木 俊一

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により下記のとおり
諮問する。

記

○ 資金決済制度等のあり方に関する検討

送金・決済・与信サービスの利用者・利用形態の広がり
や、新たな金融サービスの登場を踏まえ、利用者保護等に
配慮しつつ、適切な規制のあり方について検討を行うこと。